

2 国難レベルの巨大災害に対応するため、予防対策から復旧・復興対策までを総合的に担う 「防災庁（仮称）」および財政支援制度の創設

(内閣府)

【提言・提案項目】制度・予算

- 1 国難レベルの巨大災害に対応するため、予防対策から復旧・復興対策までを総合的に担う「防災庁（仮称）」を創設すること。
- 2 被災から早期の復旧・復興を果たすため、ハード・ソフトの両面で事前の備えから復旧・復興までを見据えた包括的・体系的な交付金などの財政支援制度を創設すること。
- 3 被災者が早期に生活再建を果たすため、被災者生活再建支援制度へ安定的かつ充実した財政措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 東日本大震災から8年目を迎えても、全国の避難者数は7万3千人（復興庁調べ、平成30年2月13日現在）を数え、復興に向けたまちづくりや住宅再建は道半ばの状況にあり、被災地では人口減少にも拍車がかかっています。また、政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率は、「70～80%」に引き上げられ、首都直下地震も含め、刻一刻と国難レベルの巨大災害の発生が迫っており、国力を最大限投入するための、強力な調整力を持った体制が必要とされています。さらに、三重県南部地域では、大幅な人口減少が見込まれる中、地震により甚大な被害が及べば、まちそのものが消滅する事態の発生が危惧されています。
- 2 今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震へ対応する際に、「想定外」という事態が繰り返されではありません。そのために、過去の災害や復興対策から得られた教訓や知見、それに高度な専門性を持ち、平時の防災・減災対策の中で予防対策から復旧・復興対策までを総合的に担う体制が必要です。
- 3 東日本大震災からの復興状況では、避難者だけでなく、復興道路等の48%が未完成であり、グループ補助金交付先のアンケート結果では震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者が約45%に止まるなど、復興への道のりは長いものになると想定されます。一方で、防災対策は、全国防災事業が平成27年度限りで終了し、緊急防災・減災事業も2020年度までとなっています。また、復興庁も震災発生から10年となる2021年3月までに廃止されることとされていることから、息の長い支援を継続するための組織が求められています。こうしたことから、予防対策から復興対策までを一元化し、地方自治体を支援する機能が必要です。さらに、早期の生活・住宅再建を可能とするまちづくり整備事業等の充実を図ることが不可欠です。
- 4 防災関連予算は、平成7年度にピークに達し、以後、最も下がった平成22年度に東日本大震災が発生したことから、目前に迫る大規模災害に備え、対策強化に向けた予算の拡充等が必要です。また、南海トラフ地震の被害想定や「三重県の未来を映し出す鏡」と言える東日本大震災の被災地の状況等をふまえると、事前の備えから復旧・復興までを見据えた財政支援制度の創設が必要です。
- 5 被災者生活再建支援基金は、平成29年度末での残高見込みが473億円で、熊本地震等への支払いが継続し、平成31年度末には205億円に減少する見込みであることから、基金へ追加拠出する時期に来ており、被災者生活再建支援基金への安定的かつ充実した財政措置が必要です。また、超大規模災害時には、東日本大震災での対応と同様に特別措置の制度化を図っておくことが必要です。

事務担当 防災対策部防災対策総務課

関係法令等 災害対策基本法、大規模災害からの復興に関する法律、南海トラフ巨大地震対策特別措置法、被災者生活再建支援法等

2 国難レベルの巨大災害に対応するため、予防対策から復旧・復興対策までを総合的に担う「防災庁（仮称）」および財政支援制度の創設

（内閣府）

1 国難レベルの巨大災害発生の危惧			
■被害想定（※東日本大震災の被災状況）			
死者・行方不明者	南海トラフ地震 323,000人	東日本大震災の死者等 17倍！ 23,000人	首都直下地震 19,533人
全壊倒失家屋数	239万棟	全壊家屋 20倍！ 61万棟	121,768棟
一時避難者数	950万人		720万人 47万人
仮設住宅数	205万戸	仮設住宅 17倍！ 94万戸	123,723戸
被害額	220.3兆円	被害額 13倍！ 95.3兆円	16.9兆円

出典 中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策WG、同首都直下地震対策検討WG、東日本大震災緊急対策本部、大震災対策における被災者の住まいの確保に関する検討会、内閣府

国力を最大限投入するための、強力な調整力を持った体制が必要
2045年には県南部沿岸地域の市町の多くで5割を超す人口減少が生じ、南海トラフ地震の被災によりまちの消滅が危惧される

3 復興への長い道のり			
■東日本大震災の復興状況と防災対策			
22年度	23年度	24年度	25年度
集中復興期間	復興・創生期間		
被災者数 47万人	34万人	30.9万人	26.4万人
復興道路等 完工 63% 完工 86% 完工 94% 完工 98%	完了 37% 完了 39% 完了 42% 完了 49%	完了 52% 完了 52%	完了 100%
まちづくり（防災施設整備等） 事業者支援 売上回復 29.9% 32.5% 36.6% 40.3%	回復 1% 回復 100% 完了 5% 完了 22%	完工 84% 完工 98% 完工 99% 完工 99%	完工 45% 完工 70% 完工 82%
仮設住宅入戸戸数 12.4万戸	11.8万戸	10.1万戸	8.3万戸
被災地元気付 全国防災事業 （震難・減災）			2.0万戸 1.7万戸

出典 復興庁「復興の現状」（平成30年3月） ※仮設住宅：内閣府調べ

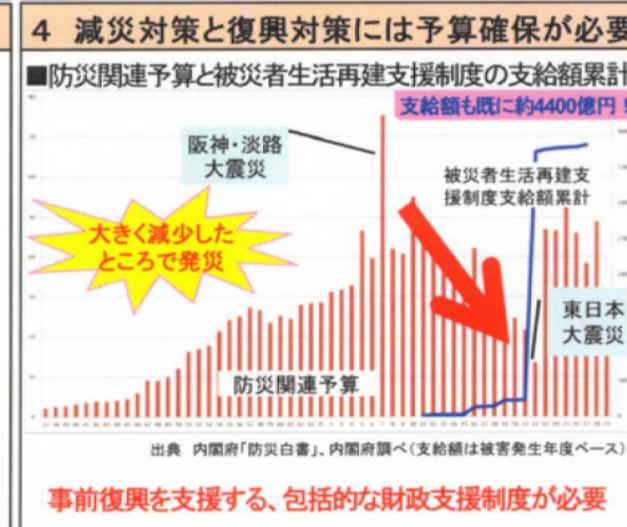
予防対策から復興対策までを一元化し、自治体を支援する機能が必要

【提言・提案項目】			
1 国難レベルの巨大災害に対応するため、予防対策から復旧・復興対策までを総合的に担う「防災庁（仮称）」を創設すること。			
2 被災から早期の復旧・復興を果たすため、ハード・ソフトの両面で事前の備えから復旧・復興までを見据えた包括的・体系的な交付金などの財政支援制度を創設すること。			
3 被災者が早期に生活再建を果たすため、被災者生活再建支援制度へ安定的かつ充実した財政措置を行うこと。			

2 過去の災害の教訓が引き継がれない			
東日本大震災など過去の災害の教訓が、生かされず、同じ問題を繰り返している			
【東日本大震災の教訓】			

- 想定外はあってはならない。悲観的な想定が必要。
- 被害を最小化する「減災」の実現には、多様な主体による、ハードやソフトの様々な対策を組み合わせが必要。
- 住民の避難や被災地公共団体への支援等は、広範囲にわたる甚大な被害を想定し、広域的な対応を有効に行うことができる制度が必要。

過去の災害と復興対策から得られた知見や専門性を生かした体制が必要



「防災庁（仮称）」の創設			
必要性・役割			
○国難に対応できる強力な調整力			
○あらゆる知見、専門性を生かした体制			
○対策の一元化、防災体制水準を確保する自治体支援			
復興庁も引き継いで発展			
事前復興を支援する包括的な財政支援制度の創設			
必要性・制度			
今後の大規模災害に備え、持続可能な地域を創るために、			
○事前復興の考えを取り入れた自由度の高い施設整備交付金の創設（海岸整備等に取り組めた全国防災事業に代わる事業）			
○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域で、未だ実施0（ゼロ）件の防災集団移転促進事業に、住宅・土地購入への、追加補助や公営住宅整備事業の創設			
○早期の生活・住宅再建を可能とするまちづくり整備事業等の充実			
被災者生活再建支援制度への財政措置			
制度			
○被災者生活再建支援基金への、安定的かつ充実した財政措置			
〔残高 23年度（ピーク時） 1,005億円 31年度（見込み） 205億円〕			
○超大規模災害時の特別措置の制度化			

【防災対策部】

3 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁)

【提言・提案項目】**制度・予算**

- 1 國際觀光旅客税の使途に関する基本方針に則り、中小企業を対象としたキャッシュレス決済システムの導入や、魅力ある觀光地域づくりを推進するDMO、地方自治体を将来にわたり支援する仕組みを創設すること。
- 2 また、同税を財源として、訪日外国人への医療提供に係る医療機関の負担を軽減する支援策を早期に講じること。
- 3 欧米等からのFITの誘客促進、クルーズ船の誘致強化を図るため、各地方の積極的な誘客の取組に対して重点的に予算を配分するとともに、日本政府觀光局（JNTO）においては、地方と連携して觀光地域づくりとプロモーションに一体的に取り組むこと。
- 4 インバウンド誘致に向けて魅力ある宿泊地づくりを推進するため、経営改革に取り組む宿泊施設を支援する事業を継続実施すること。

《現状・課題等》

- 1 地方へのインバウンド誘致を促進するためには、觀光地経営の視点で觀光地域づくりの取組を進めていくことが必要であるものの、将来にわたる安定的かつ継続的な財源が十分とは言えません。
そのため、地方へのインバウンド誘致の促進に向け、国際觀光旅客税を財源とし、キャッシュレス決済システムの導入を図る中小企業、觀光地域づくりを推進するDMOや地方自治体に対し、将来にわたり支援する仕組みを創設する必要があります。
- 2 外国人旅行者の増加に伴い、医療機関において言語や意思疎通の問題、未収金や訴訟リスクなどの負担が増えています。「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」における議論をふまえ、国際觀光旅客税を財源として、医療機関の負担を軽減する支援策を国において早期に講じる必要があります。
- 3 平成30年度に新名神高速道路（新四日市JCT～亀山西JCT）および東海環状自動車道（大安IC～東員IC）の開通により県内高速道路の利便性が高まるところから、レンタカーによる周遊の促進や、豊かな自然を生かした自然体験プログラムの開発、英語、中国語（繁体字）、タイ語によるインスタグラム等SNSでの情報発信等、インバウンドの誘客に取り組んでいます。
このような取組を国、日本政府觀光局（JNTO）、DMO等と連携し、積極的に推進しているところですが、国においては、日本政府觀光局（JNTO）による取組も含め地方へのより一層の重点的な支援が必要です。
また、日本政府觀光局（JNTO）においては、地方への誘客を促進するため、地方と連携して、觀光地域づくりとプロモーションが一体となった取組を実施する必要があります。

さらに、四日市港や鳥羽港を新たな観光のゲートウェイとして、多くの乗船客に県内各地を訪れていただけるよう、クルーズ船の受入体制の充実・強化に向けた協議会を平成30年4月27日に発足させ、オール三重の体制でクルーズ船誘致に積極的に取り組んでいます。

本県への寄港増加に向けて、国によるクルーズ船社とのマッチング機会の増加が必要です。

4 国においては、「宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業」を実施し、宿泊施設の「生産性向上」の取組をモデル的に支援しています。また、本県でも、県内の意欲ある宿泊施設で「働き方改革」の取組を実践し、従業員満足度を高めることで、宿泊施設の魅力向上を図っています。

インバウンド誘致に向けて、宿泊施設を核とした地域の魅力向上をより拡大するためには、平成31年度以降も宿泊施設での「生産性向上」、「働き方改革」を進めていく必要があります。

事務担当：雇用経済部観光局観光政策課、医療保健部地域医療推進課
関係法令等：外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律

3 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

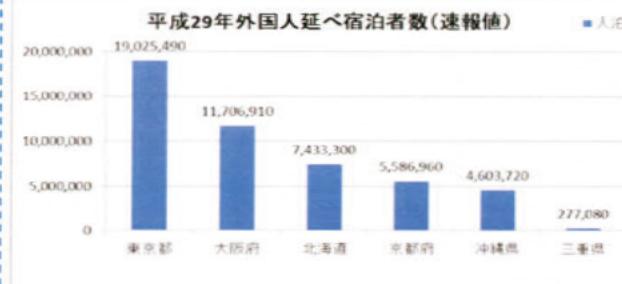
(厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁)

1 國際觀光旅客税による地方支援

現状

訪日外国人旅行者数は年々増加しているものの、特定の都道府県に集中し、地方を訪れる外国人旅行者が少ない。
・上位5都道府県で48,356,380人泊、62.0%

全国	78,003,570人泊
1位 東京都	19,025,490人泊
2位 大阪府	11,706,910人泊
3位 北海道	7,433,300人泊
4位 京都府	5,586,960人泊
5位 沖縄県	4,603,720人泊
31位 三重県	277,080人泊



課題

- ・2020年の訪日外国人旅行者数の目標値4,000万人を達成するには、地方へのインバウンド誘致をさらに促進することが必要
- ・「楽しい国 日本」の実現に向けて、地方において観光地域づくりを継続的に推進することが必要
- ・DMO、地方自治体が継続的に観光地域づくりを進めるための財源が確保されていない
- ・インバウンドの誘致に向けて、日本の決済システムをキャッシュレス化することが必要

平成30年度の三重県の取組

- FITの動向、関心を的確にとらえ、「楽しい国 日本」の実現に向け三重ならではの体験の充実、SNS「Visit Mie」での情報発信
- 観光施設への入込数で存在感が大きい台湾・香港のグリップ
- 日本初開催となる「IAGTO第一回日本ゴルフツーリズムコンベンション(三重県開催)」を生かした欧米からの誘客
日程 2018年9月28日～10月6日
参加者 海外バイヤー60社(欧米9割)

地域連携DMO(三重県観光連盟)の取組

- WEBサイト「観光三重」閲覧者数
スマートフォン 全国3位
PC 全国5位
※2017年「都道府県公式観光情報サイト閲覧者数ランキング」(公益社団法人日本観光振興協会 発表)
- WEBサイト「観光三重」から、直接、宿泊予約・体験予約できるよう、Webプラットフォームの構築
- デジタルマーケティングによる地域DMO活動の支援

地域DMOの取組事例



2 医療機関への支援充実

三重県の現状

訪日外国人旅行者受入医療機関登録数 96件

(平成30年3月末現在)

課題

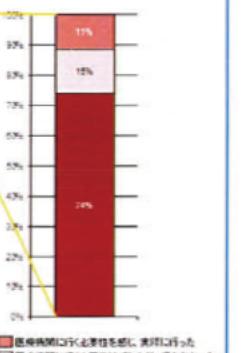
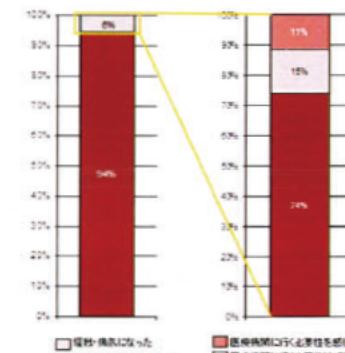
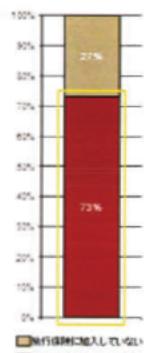
全国の外国人旅行者受入医療機関で発生している課題

- ・医療費を支払えない、支払わない外国人患者
- ・通訳者不在による、外国人患者との意思疎通が不十分な状態での診療
- ・医療文化・医療習慣の違いによるトラブル
- ・帰国医療搬送、遺体搬送に係る事務手続き等の煩雑さ

医療費をカバーする
旅行保険の加入状況
(n= 3,383)

怪我・病気になった
旅行者の割合
(n= 3,383)

怪我・病気になった人のうち、
医療機関に行った人の割合
(n=192)



(出典：観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査」)

課題解決に向けての対策案

- ・国による外国人旅行者向け海外旅行保険加入促進PR(観光庁)
- ・医療機関が簡単かつ低廉に電話医療通訳を利用できるよう国による環境整備
- ・国による医療機関向け支援相談窓口の設置

国際觀光旅客税を財源とした対策を！

【提言・提案項目】

- 国際觀光旅客税の使途に関する基本方針に則り、中小企業を対象としたキャッシュレス決済システムの導入や、魅力ある観光地域づくりを推進するDMO、地方自治体を将来にわたり支援する仕組みを創設すること。
- また、同税を財源として、訪日外国人への医療提供に係る医療機関の負担を軽減する支援策を早期に講じること。

【雇用経済部、医療保健部】